

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	小児慢性特定疾病医療費の支給認定		
根拠法令名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	(条項) 第19条の3第1項 第19条の3第3項	
基準法令名	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	(条項) 第19条の3第3項	
所 管 部 署	こども未来部こども総合支援局母子保健課 管理助成係		
標準処理期間	6 0 日	法定処理期間	一 日
【審査基準】 ・ 文書の名称 【児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（厚生労働省告示第475号 平成26年12月18日）】 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 [小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る審査基準] 小児慢性特定疾病医療費の支給認定に係る審査基準は、当該児童の疾病が児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度を満たすことを基準とする。 [根拠法令・基準法令] 児童福祉法 第十九条の三 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)の診断書(小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。)を添えて、都道府県に申請しなければならない。 2 (略) 3 都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費を支給する旨の認定(以下「医療費支給認定」という。)を行うものとする。			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。